

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
るときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和
二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十二年五月十六日	田村医院	鳥取市掛出町十一番地	田村節治

鳥取県告示第三百七十九号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の
指定について)の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県 岐阜
県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県
岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋
田県 栃木県 鹿児島県 青森県」に改める。

◇ 告 示

示 目 次

- 結核予防法による医療機関の指定
- 昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
- 家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射等の実施
- 町営土地改良事業の認可
- 新に行なおうとする土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款の変更
- 土地改良区の役員の就退任
- 道路の位置の指定
- 教育委員会の会議の招集
- 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

◇ 教 委 告 示

◇ 地 労 委 告 示

鳥取県告示第三百八十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚丹毒予防注射及び流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規則に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚丹毒及び流行性脳炎予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1. 豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2. 流行性脳炎予防注射

繁殖用雌豚
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法
 - 1 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液皮下注射
 - 2 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射

別表

豚丹毒予防注射及び豚流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月 十二日	若桜町、福部村	各豚舎
〃 十三日	船岡町、鳥取市	〃
〃 十四日	若桜町、福部村	〃
〃 十五日	八東町、鳥取市	〃
〃 十六日	河原町、船岡町	〃
〃 十七日	郡家町、用瀬町	〃
〃 十九日	河原町、青谷町	〃
〃 二十日	佐治村、気高町	〃
〃 二十一日	鳥取市、国府町	〃
〃 二十二日	八東町、鹿野町	〃
〃 二十三日	船岡町、智頭町	〃
〃 二十四日	岩美町、鹿野町	〃
〃 二十六日	用瀬町、鳥取市	〃
〃 二十七日	岩美町、国府町	〃
〃 二十八日	郡家町、気高町	〃

鳥取県告示第三百八十一号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(単県農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十二号

大山町長から申請のあつた町営土地改良(単県農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十三号

大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道橋)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき湯山土地改良区の定款の変更を昭和四十二年五月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

勝谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	田 中 修	気高郡鹿野町大字岡木
〃	清水 俊太郎	〃
〃	高 田 安 丈	〃
〃	石 田 音 松	乙亥正
〃	佐々木 清 一	岡木
〃	徳 岡 嘉 一	〃
〃	谷 口 武 夫	〃

鳥取県告示第三百八十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年四月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市大杵一九五 山田 竹雄	岩美郡国府町大字奥谷字 宝蔵免三六五の一の一部 〃 〃	幅員 四メートル 延長 一二〇・四メートル
	三六六の一の一部 三七〇の一の一部	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年六月二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十二年六月六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 教職員人事について

2 その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十二年五月二十五日委嘱し、及び解任したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和四十二年六月二日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

委嘱

氏 名	生年月日	職 業	経 歴	住 所	電 話 番 号
山本愛吉	大正 五、一	鳥取県地方労働委員会 事務局次長 審査課長事務取扱	鳥取県 農林部 主査	鳥取市卯垣 一五四ノ六	事務局 (鳥取) 三二六〇 (鳥取) 三二六〇 (鳥取) 三二六〇

解任

前鳥取県地方労働委員会事務局次長 田 中 峯 治